

新たな劇場の 整備・運営等について

令和7年9月8日

観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

目 次

新たな劇場の整備・運営等について

- 1 整備・運営の検討にあたる前提条件
- 2 自主事業
- 3 貸館事業

1 整備・運営の検討にあたる前提条件

1 整備・運営の検討にあたる前提条件

(1) P F I 事業(BT0方式)について

- P F I 事業においては、従来からの手法である「仕様発注方式」ではなく、「性能発注方式」を採用して事業者選定が行われることが一般的です。
- P F I 事業者は、求められる水準の中で、自由な提案をすることができ、公共サービスの向上や一層の事業費の削減に向けた民間事業者のノウハウを活かせることになります。

○仕様発注方式と性能発注方式の違い

区分	内容
仕様発注方式	発注者(市)が施設の構造、資材、施工方法等について詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式
性能発注方式	発注者(市)が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定して発注する方式

○性能発注方式による公表・検討内容の一例

<公表内容>

行政側が作成・公表する要求水準書の例（他都市事例抜粋）

- ・ 座席数は固定席〇〇席以上△△席以下とする。
- ・ 勾配の確保や千鳥配置等により、全ての客席から主舞台が十分に見渡せるよう計画する
- ・ 生音の残響時間は、通常満席時〇～△秒を目安とする。
- ・ ホール又は施設を一体的に利用して、文化芸術に関連するものを中心に、施設に賑わいを生むようなイベントを実施すること。なお、計画段階において市と協議し、市の承諾を得て実施すること。



<検討内容>

事業者による施設設計・事業計画への反映・提案の例

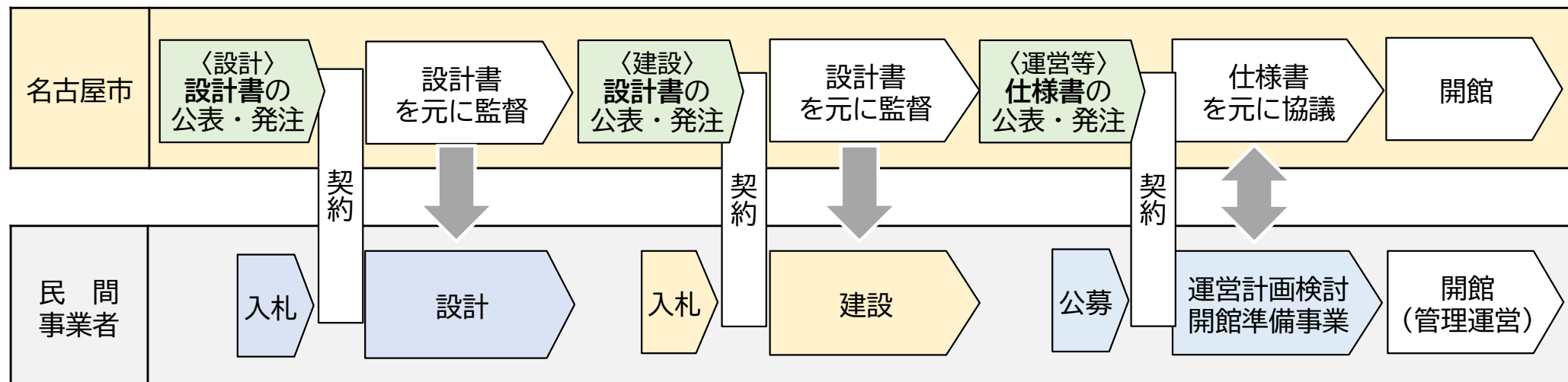
- ・ 座席数は2,200席とする。
- ・ 客席配置は勾配1/〇の千鳥配置とし、シミュレーションソフトを用いて全ての席から主舞台が見えるよう配置設計する。
- ・ ホール内材質に●●を用い、内部形状を▲▲とすることによって、通常満席時〇秒の生音残響時間を確保する。
- ・ ●●を招聘し、ホール公演だけでなく、共通ロビーにもミニステージを設けて周辺の人々も音楽を楽しめる鑑賞事業を年間〇回以上実施する。また、演劇分野において著名な▲▲を講師とした若手育成講座を年間△回実施する。

1 整備・運営の検討にあたる前提条件

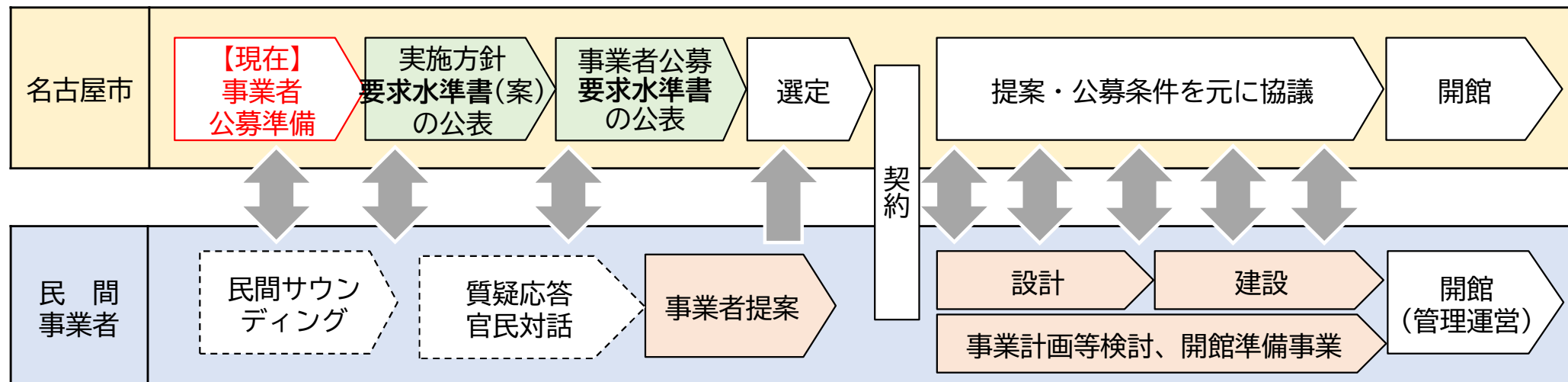
(1) P F I 事業(BT0方式)の流れについて

- P F I 事業（B T O方式）では、性能発注方式の元で、設計・建設・開館準備・運営業務を一括して発注するため、従来の公共施設整備とは、事業者公募の段階で定めるべき内容、詳細検討の主体・時期等が異なります。

○従来の公共施設整備の進め方：仕様発注方式の元で、設計・建設・開館準備・運営業務を分離発注



○P F I 事業（B T O方式）の進め方：性能発注方式の元で、設計・建設・開館準備・運営業務を一括発注



1 整備・運営の検討にあたる前提条件

(2) 管理運営における決定・提案主体の想定について

- 条例・規則等に定めるべき内容や、直営もしくは公益法人等へ委託して実施する事業など、内容によって、**事業者公募の段階で事業者提案に委ねるものと、市で一定の基準を定める必要があるものとが混在しています。**
- そのため、内容によって**事業者公募の段階で検討しておくべき内容のレベルが異なるものがあります。**

区分	内容	決定・提案主体
自主事業	直営または公益法人等へ委託する事業の内容	名古屋市（市文化振興事業団）
	上記以外（注1）	P F I 事業者（注1）
貸館事業	【条例・規則等に定めのあるもの(注2、注3)】 ・ 開館時間、休館日 ・ 利用料金（附属・減免含む） ・ 利用申込時期 ・ 連続利用日数、等	名古屋市（注3）
	上記以外（注1）	P F I 事業者（注1）
組織体制	原則全て（注1）	P F I 事業者（注1）

注1：市が求める方向性、基準は要求水準書において示した上で、公募選定時の民間事業者提案を元に、事業者選定後のP F I 事業者との協議により決定する。

注2：客席数やホール諸室数等の詳細を定めるための条件は設計後に確定することから、実際の条例等の改正は契約・設計後、開館準備に入るまでに実施。（事業者公募の段階では基準目安を示す）

注3：名古屋市の条例・規則等ではその基準を定める。事業者はその基準の範囲内で提案を行い、最終的に市との協議・承認により事業者が決定する。

1 整備・運営の検討にあたる前提条件

(3) 管理運営に係る関係主体の役割分担について

- 本事業の管理運営面においては、業務内容に応じ、市、PFI事業者又は文化振興事業団のいずれかにより対応を実施することを想定します。
- 具体的な役割分担のイメージについては下表のとおりです。全ての業務内容をPFI事業者が一手に担うのではなく、市や文化振興事業団が実施することが望ましい項目も含まれます。

業務項目			市	PFI事業者	文化振興事業団
基本計画内	維持管理		-	◎	-
	舞台技術		-	◎	-
	貸館事業		-	◎	-
	自主事業		-	○ (資料にて後述)	○ (資料にて後述)
上記以外	開館準備	機運醸成	-	△ (事業開始後)	◎ (地域連携等)
		運営立上	-	◎	△ (地域連携等)
	広報宣伝	情報集約	-	-	◎
		施設PR	-	◎	-
	施設間の有機的連携		△ (全体調整)	○ (新たな劇場のみ)	◎ (市全体)
	新たな劇場に係る事業の評価		○ (モニタリング)	○ (セルフモニタリング)	-

◎:主体的に実施する業務 ○:分担して実施する業務 △:限定的に参画する業務

注：第3ホールについては、アスナル金山再開発事業者が整備する施設内での設置となるため、当該事業者による共用部等の管理や再開発エリアとしての広報宣伝等も別途想定される。

2 自主事業

2 自主事業

自主事業の分類・定義について

- 基本計画における4分類の自主事業について、要求水準書への記載に向け、定義を精緻化しています。

分類	内容
鑑賞事業	・ 良質で優れた舞台芸術等を観たり、聴いたりする機会を提供する。 ・ 積極的に鑑賞する機会がない人々も含め、幅広い世代の興味が誘発されるような、バラエティーに富んだ演目を提供する。
創造活動事業	①市民への創造活動・発表機会の提供 ・ 障害の有無や年齢、国籍等を問わず、多様な価値観を持つ市民を対象に、気軽に様々な分野の創造活動が体験できる機会（ワークショップ等）を提供する。 ・ 市民が舞台に上がることを目標として意欲的に文化芸術活動を行うことができるよう、日頃の創造活動や練習の成果を発表するための機会を提供する。
	②アーティストやクリエイターへの創造活動・発表機会の提供 ・ アーティストやクリエイター等を対象として、先駆的/実験的な試みを伴う創造活動や、その成果発表ができる機会を提供する。 ・ アーティストやクリエイター、エンジニア等をはじめ創造的な活動を行う人材が集い交流し、刺激し合う機会を提供する。
普及・育成事業	①市民が文化芸術に親しむ機会の提供 ・ 文化芸術にふれる機会の少ない市民も含め、子どもからシニアまで老若男女を対象とし、文化芸術や劇場文化に親しみ、興味をもつことができる機会（講座や講演会等）を提供する。
	②次世代の実演家・文化芸術を支える人材の育成 ・ 実演家やアーティスト、プロデューサー、舞台技術者やそれらを目指す人々等、これからの文化芸術を支える人材を対象とし、文化芸術に関する知識や技能を学ぶことができる機会を提供する。
交流・まちづくり事業	①文化芸術を活用したにぎわい創出事業 ・ 鑑賞や練習等の目的がなくても文化芸術にふれられる空間を創出するため、オープンスペース、ロビー等で市民が気軽に立ち寄れるイベント等を実施する。
	②金山駅周辺のまちづくりと連携した事業 ・ 金山駅周辺を活性化し、回遊性を高めるため、金山独自のカルチャーを活かしながら、金山駅や商業施設、各団体等と連携した事業を実施する。

2 自主事業

自主事業の実施主体の想定について（1/2）

- 自主事業は、それぞれの事業の性質に応じて、名古屋市文化振興事業団に委託して実施するもの、民間事業者へ委託して実施するものに分類する予定です。
- 自主事業の官民分担の基本的な考え方は、下記のとおりです。
 - 事業団に委託して実施するもの：市内のアーティストや文化芸術団体等を登用し、出演機会を創出する事業、それら個人・団体への支援を目的とする事業や、市内文化施設との共同・連携事業
 - 民間事業者が実施するもの：市外・県外のアーティストや文化芸術団体等を登用した事業、他都市文化施設との共同・連携事業や、主に第3ホールやその設備を活用した先駆的・実験的な事業

分類		基本計画の記載に基づく事業例	主な実施場所の想定	実施主体の想定
鑑賞事業		国内外のトップクラスアーティストによる公演	第1、第2ホール	PFI事業者
		先駆的・実験的なコンテンツを盛り込んだ公演	第3ホール	PFI事業者
		他都市との共同・連携公演（ツアー等）	第1、第2ホール	PFI事業者
		市内文化施設との共同・連携公演	第1～第3ホール	文化振興事業団
創造活動事業	①	地元アーティスト等を講師とした、市民参加・体験型のワークショップやアウトリーチ	諸室、第3ホール、施設	文化振興事業団
		市外・県外の著名アーティスト等を講師とした、市民参加・体験型のワークショップやアウトリーチ	諸室、第3ホール、施設外	PFI事業者
		市内文化芸術団体（文化小劇場の座付き団体等）による合同発表	第1～第3ホール	文化振興事業団
	②	アーティスト・クリエイター等向けのワークショップ	諸室、第3ホール	PFI事業者
		イベント・情報・コミュニティスペースの運営（アーティストの創造支援や賑わい創出、アーティスト間や市民との交流促進につながる事業を実施）	賑わい・交流スペース	文化振興事業団

2 自主事業

自主事業の実施主体の想定について (2/2)

分類		基本計画の記載に基づく事業例	主な実施場所の想定	実施主体の想定
普及・育成事業	①	地元アーティスト等を講師とした、文化芸術関連の講座・講演会、アートマネジメント研修	諸室、第3ホール	文化振興事業団
		市外・県外の著名アーティスト等を講師とした、文化芸術関連の講座・講演会、アートマネジメント研修	諸室、第3ホール	PFI事業者
		市内の舞台芸術公演、文化芸術イベント等に関する情報を集約した、情報コーナーの運営	賑わい・交流スペース	文化振興事業団
		市内文化芸術団体・アーティスト向けの相談窓口運営等を通じた、ネットワーク構築・維持	賑わい・交流スペース	文化振興事業団
	②	県や近隣都市と連携した劇場関係者セミナー、舞台技術講座	諸室、第3ホール	文化振興事業団
		第3ホールの最先端の舞台装置・設備に関するセミナーや体験会	諸室、第3ホール	PFI事業者
交流・まちづくり事業	①	ロビーやオープンスペースを活用した、ホール公演との連動企画	ロビー、賑わい・交流スペース	PFI事業者、文化振興事業団
	②	金山駅周辺エリアとの連携企画（フェスティバル、市民文化祭・芸術祭等）	施設全体及び周辺（金山駅周辺エリア）	PFI事業者、文化振興事業団
		金山駅周辺エリアの文化芸術施設との連携企画	施設全体及び周辺（金山駅周辺エリア）	PFI事業者、文化振興事業団
		金山駅周辺エリアの地域団体、まちづくり団体、商店街等とのネットワーク構築・維持	施設全体及び周辺（金山駅周辺エリア）	PFI事業者、文化振興事業団

3 貸館事業

本議題では、P F I 事業の前提条件を提示するため、市で一定の基準を定める必要があるもの＝市が定めるべき貸館事業の各種基準について、ご意見いただきます。

3 貸館事業

(1) 休館日・開館時間・利用区分の考え方について

- 休館日・開館時間・利用区分について、管理運営面の利便性や他事例動向を踏まえた設定とすることを検討しています。

区分	新たな劇場(案)			(案)の考え方	他事例動向
休館日	12/29～1/3			特定の曜日等を休館日と固定するよりも、予約状況を見ながら施設点検日を設定できる現状のままの方が柔軟に貸館需要に対応できるため、休館日は現状踏襲が望ましい。	近年(10年以内)開館した政令市のホールでも、一部を除き大半が、年末年始は休館日としている。
開館時間	9:00～ 22:00	午前	9:00～12:00	【開館時間】 基本の開館時間を22:00までとする。 - 現状に引き続き、延長利用の希望があった際には柔軟な対応を運営事業者に求めることで、興行等でのより夜間まで使いたいニーズにも対応する。 【午後区分と夜間区分】 - 区切りの時間について、多くの利用者が愛知県芸術劇場を含む市内文化施設の利用者でもあることから、分かりやすさを考慮し、午後区分は引き続き16:30までとする。	【開館時間】 - 開館時間について、近年(10年以内)開館した政令市のホールや、県内の同規模ホールである愛知県芸術劇場も22:00までを開館時間としている。 【午後区分と夜間区分】 - 区切りの時間について、他都市では午後区分を17:00までとしている施設も多いが、市の文化施設や愛知県芸術劇場は16:30までとしている。
		午後	13:00～16:30		
		夜間	17:30～ 22:00		

3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の現状と課題について (1/3)

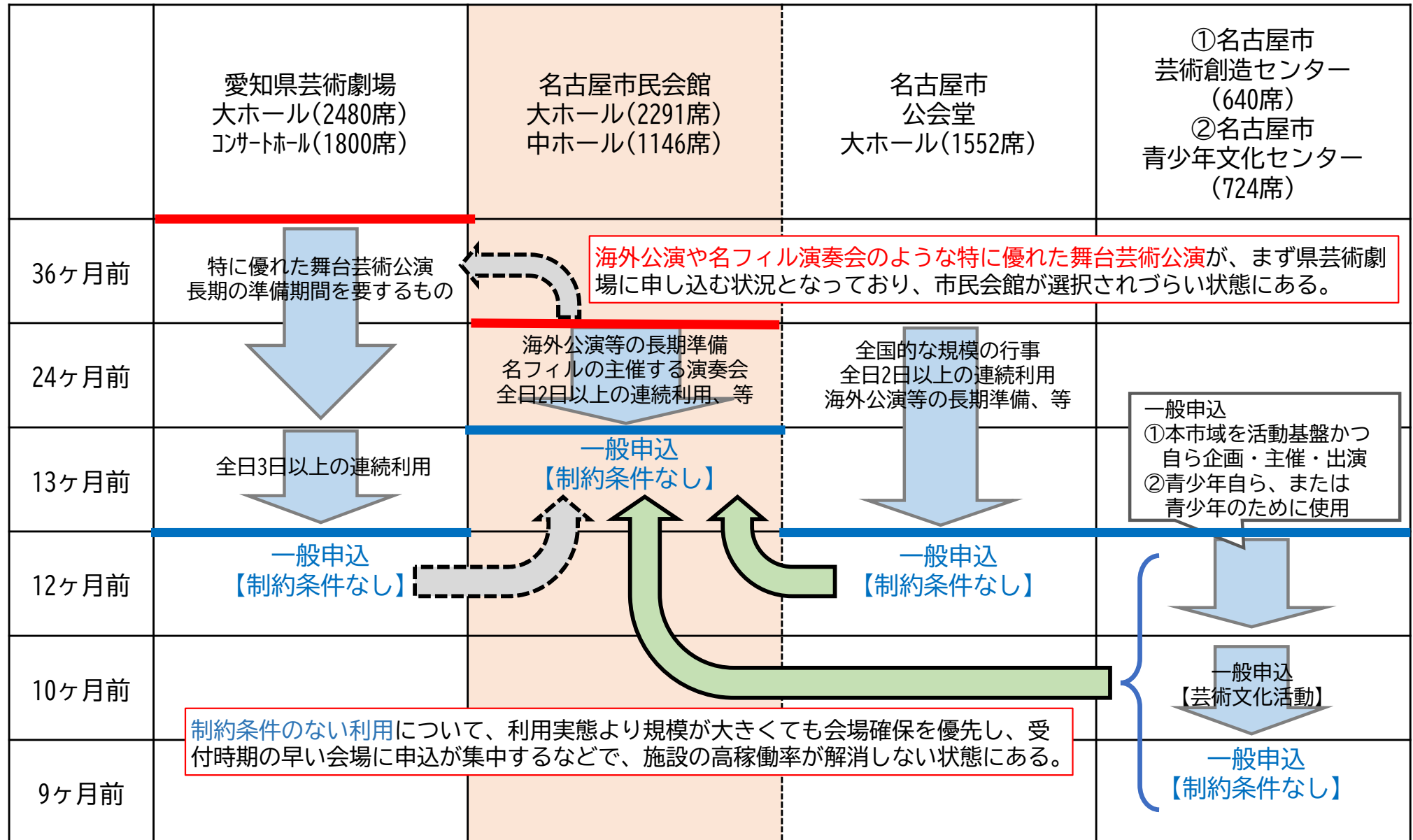
- 現状の運用を他施設と比較すると、一般申込は市内の類似施設よりも申込時期が早く、一方で優先申込が可能な時期は愛知県芸術劇場より遅く設定されています。

申込区分	現状	現状の課題	他都市施設の比較
優先申込	・ 24か月前より可 ※各月、各曜日の半分の日数までを上限とする。 【対象・優先順位】 ①名古屋市の主催事業 ②海外公演等の長期準備を要する事業 ③市文化振興事業団の主催事業 (市の補助対象事業のみに限る) ④名フィルの主催する演奏会 ⑤指定管理者の主催事業 ⑥全国規模の行事(全国大会、学会等) ⑦NRスポンサーが主催する行事 ⑧全日2日以上連続利用	・ 至近地の愛知県芸術劇場とは1年ほど差異が生じている(最も早いもので36か月前から申込可)。 ⇒海外公演や名フィル演奏会のような、特に優れた舞台芸術公演が、まず県芸術劇場に申し込む状況となっており、市民会館が選択されにくい状態にある。	・ 優先申込の枠組み自体を設けていない施設も多い。 ・ 優先申込期間を設けている施設の比較では大きな差異は見られない。
一般申込	・ 13か月前より内容を問わず可	・ 一般申込は市内の類似施設よりも1か月早くなっている。 ⇒利用実態より規模が大きくても会場確保を優先し、受付時期の早い会場に申込が集中するなど、施設の高稼働率が解消しない状態にある。	・ 他都市と比べても標準的な時期となっており、優先申込期間も含めれば特に大きな差異は見られない。

3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の現状と課題について (2/3)

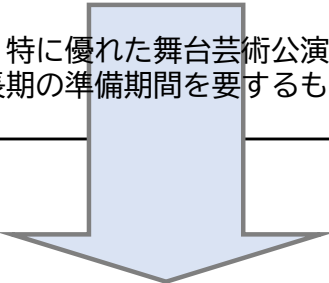
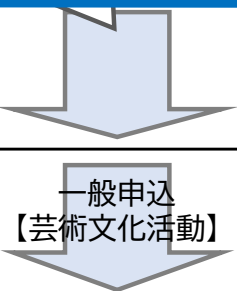
- 現状の運用や他施設との比較から、一般申込は市内の類似施設よりも申込時期が早く、一方で優先申込が可能な時期は愛知県芸術劇場より遅く設定されている等の課題があります。



3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の現状と課題について (3/3)

- 新たな劇場の利用申込時期は、愛知県芸術劇場及び市内他施設との整合性を考慮し、各ホールの特性に合った利用申込の実現を図ります。

	愛知県芸術劇場 大ホール(2480席) コンサートホール(1800席)	新たな劇場 第1ホール(2200席) 第2ホール(1500席)	新たな劇場 第3ホール(900席)	名古屋市 公会堂 大ホール(1552席)	①名古屋市 芸術創造センター (640席) ②名古屋市 青少年文化センター (724席)
36ヶ月前	特に優れた舞台芸術公演 長期の準備期間を要するもの	海外公演等の長期準備 名フィルの主催する演奏会			
24ヶ月前		全日2日以上連続利用、等		全国的な規模の行事 全日2日以上連続利用 海外公演等の長期準備、等	一般申込 ①本市域を活動基盤かつ 自ら企画・主催・出演 ②青少年自ら、または 青少年のために使用
13ヶ月前		全日3日以上連続利用			
12ヶ月前	一般申込 【制約条件なし】	一般申込 【制約条件なし】		一般申込 【制約条件なし】	 一般申込 【芸術文化活動】
10ヶ月前	第3ホールの新設および、横並びの受付時期とすることで、 各ホールの特性や規模に合った施設申込の誘導を図る。				
9ヶ月前				一般申込 【制約条件なし】	

3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の考え方について (1/3)

- 利用申込期間の検討にあたり、前提となる各ホールの特徴を以下のように整理します。
- また、既存の優先申込について、一部の再検討を想定します。

		第1ホール（2200席）	第2ホール（1500席）	第3ホール（900席）
新たな劇場の 基本計画より （抜粋）	テーマ	聴くホール	観る・魅せるホール	体感するホール
	ホール 特性	・国内外から集客する ・クラシック等の生音をはじめ、ポップスやロックといった軽音楽等の幅広い音楽公演や各種興行公演に対応 ・国内外のトップレベルのアーティストから選ばれるホール	・演劇や舞踊から伝統芸能まで多様な公演需要に対応 ・市民の多様な文化芸術活動を発表するハレの場 ・話題性が高く魅力のある各種興行公演の場 ・市民や興行主から選ばれる「観る・魅せるホール」	・様々な演目に対応 ・ステージ・客席を一体的に演出可能な空間 ・多様なジャンルの先駆的な演出にも対応可能
	戦略的 貸館	・市民へ多様な鑑賞機会を提供するため、積極的にプロ公演への貸し出しを誘致 ・積極的に芸術性の高い公演を誘致したり、（中略）質の高い貸館事業の実施に努めます。 ・人々の興味を誘発する、話題性のある演目の積極的な利用促進		
優先度の再検討が 必要と思われるもの		・各ホールの特性を踏まえた使われ方の誘導を可能にする個別要件を設定する。 ・「事業団の実施する事業（市補助事業に限る）」について、新たな劇場ではその自主事業の一部を事業団が担う方向で検討を進めていることから、現行の「指定管理者の主催事業」を継承しつつ、新たな劇場の自主事業（PFI事業者・事業団）として統合する。 ・「全国規模の行事（学会、全国大会等）」について、他にも適した会場候補（国際展示場、国際会議場等）が増えていることも鑑みて、その優先度を再検討する。		

3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の考え方について (2/3)

- ここまでの考え方を踏まえ、利用申込期間として、以下のような基準の設定を想定します。
- 現行同様に、原則として優先申込は各月、各曜日の日数の半分までを上限とします。

○優先申込の期間について (全体)

現行区分	現市民会館
市主催	24ヶ月前 (優先①)
海外公演	24ヶ月前 (優先②)
事業団主催 (市補助に限る)	24ヶ月前 (優先③)
名フィル主催	24ヶ月前 (優先④)
指定管理者主催	24ヶ月前 (優先⑤)
全国的な行事 (全国大会・学会等)	24ヶ月前 (優先⑥)
NRスポンサー	24ヶ月前 (優先⑦)
全日2日以上行事	24ヶ月前 (優先⑧)

新区分	新たな劇場 (案)
市主催	36ヶ月前 (優先①)
海外公演	36ヶ月前 (優先②)
※「新たな劇場自主事業」へ統合	
名フィル主催	36ヶ月前 (優先③)
新たな劇場自主事業 (PFI・事業団)	24ヶ月前 (優先④)
※現⑧「全日2日以上行事」 以下の優先順へ再整理	
NRスポンサー	24ヶ月前 (優先⑤)
(※) 各ホール特性に応じた個別要件	24ヶ月前 (優先⑥)
全日2日以上行事	24ヶ月前 (優先⑦)
全国的な行事 (全国大会・学会等)	24ヶ月前 (優先⑧)

申込時期の考え方

愛知県芸術劇場と同様に、海外公演や名フィル演奏会等の特別申請の時期を36か月前に前倒しすることで、準備に長期間を要する特に優れた舞台芸術公演にも対応可能とする。
(主に第1ホールの利用を想定)

企画が未確定な段階での場所押さえや、逆に公会堂等から既存の優先申込が受付時期だけを理由に流入することを防ぐため、以下の要件は24ヶ月前のままとする。

貸館利用の申込状況を考慮して自主事業の日程、回数を調整できるよう、自主事業の申込時期をそれ以下の特別申請時期と合わせる。

各ホールの特性に応じた利用の適正化、特徴付けのため、各ホール特性に応じた個別要件を新たな基準として導入する。(詳細は次項)

国際会議場をはじめとした類似他施設の整備状況を考慮して、「全国的な行事」の優先度の見直しを行う。

一般申込時期を公会堂や県芸に合わせて12ヶ月前とすることで、施設規模・設備に応じた会場申込の誘導を図る。

○一般申込の期間について

一般申込	13ヶ月前
------	-------

一般申込	12ヶ月前
------	-------

3 貸館事業

(2) 利用申込期間・申請方法・利用決定方法の考え方について (3/3)

- 優先申込のうち、「各ホール特性に応じた個別要件」の詳細について、以下の基準を想定します。
- 現行同様に、原則として優先申込は各月、各曜日の日数の半分までを上限とします。

※各ホール特性に応じた個別要件

第1ホール	第2ホール	第3ホール
運営事業者（PFI事業者）が、 戦略的貸館事業として誘致するもの （注1）	名古屋を活動の基盤とする団体・個人が、 自ら企画し、かつ自ら出演する 舞台芸術公演	本番日数が一定以上のロングラン公演

（注1）自主事業と戦略的貸館事業のバランスを考慮し、第1ホールで自主事業（PFI事業者・事業団）を実施しない月に限り申込可能とする。

（参考：再掲）各ホールの特性

		第1ホール（2200席）	第2ホール（1500席）	第3ホール（900席）
新たな劇場の 基本計画より （抜粋）	テーマ	聴くホール	観る・魅せるホール	体感するホール
	ホール 特性	・国内外から集客する ・クラシック等の生音をはじめ、ポップスやロックといった軽音楽等の幅広い音楽公演や各種興行公演に対応 ・国内外のトップレベルのアーティストから選ばれるホール	・演劇や舞踊から伝統芸能まで多様な公演需要に対応 ・市民の多様な文化芸術活動を発表するハレの場 ・話題性が高く魅力のある各種興行公演の場 ・市民や興行主から選ばれる「観る・魅せるホール」	・様々な演目に対応 ・ステージ・客席を一体的に演出可能な空間 ・多様なジャンルの先駆的な演出にも対応可能
	戦略的 貸館	・市民へ多様な鑑賞機会を提供するため、積極的にプロ公演への貸し出しを誘致 ・積極的に芸術性の高い公演を誘致したり、（中略）質の高い貸館事業の実施に努めます。 ・人々の興味を誘発する、話題性のある演目の積極的な利用促進		

3 貸館事業

(3) 連続利用日数の考え方について

- 各ホールに想定する役割に応じた連続利用日数を検討します。ただし、いずれも現状同様、特別の事情があると認められた時は延長可とすることを想定します。

施設区分	新たな劇場(案)	(案)の考え方	他事例動向
第1ホール	14日間	・ ロングラン上演が必要な全国的な演劇、ミュージカル誘致を求める意見もふまえ、14日を上限に緩和する。	・ 他の近年開館の政令市も多くは14日以上の利用を可能としている。 ・ 愛知県芸術劇場は現状の14日から、特定月のみだがコンセッション導入によりさらに緩和を予定している。
第2ホール	7日間	・ 現状でも演劇等の利用において年数件の延長申請がある ・ 市民のハレの場として機会確保も必要なため、長期占用は望ましくない ・ 上記を踏まえ、7日間を上限とする	・ 政令市での最短事例は7日間(札幌市) ・ 県内他施設での最長事例は7日間(蒲郡市)
第3ホール	14日間	・ 多様なジャンルや先駆的な演目にも対応するという役割から、第1ホールと同様の自由度を担保するために14日を上限とする。	—

※R7に全国ツアーで実施された大規模ミュージカル(レ・ミゼラブル)の実績でも、7日間公演(松本市)、9日間公演(札幌市)で実施された事例があり、仕込み等を含めても一定の対応は可能となると想定。

※併せて、仕込み等を含め**合計8日以上**のロングラン公演で使用する場合に、**平日に限り特別申請の各月各曜日の申込上限日数を、1/2までから、3/4までに緩和**することを検討する。

3 貸館事業

(4) 利用料金設定の考え方について

- 新たな劇場の利用料金の基準額は、**他都市の類似施設の客席数、利用料金の平均分布を基本としつつ、各ホールの役割の違いも踏まえて設定**します。
- 現市民会館と同様に、最終的な利用料金は、市が条例等において定める基準額から一定の範囲内（現行：0.7倍から1.3倍）で、運営事業者が定めることを基本とします。

○新たな劇場(ホール別)の利用料金の考え方

施設区分	利用料金の考え方
第1ホール	・ 類似施設と比較しても低い水準にあることから、 適正な利用料金水準とする ため、類似施設での料金設定を参考に、 他都市と遜色ない水準 でのチケット料金の設定を基本とする。
第2ホール	・ 一定規模の類似施設での料金設定を参考にしつつ、 現市民会館の中ホールが持つ市民のハレの場としての役割を一定継承するため、チケット料金の低額な利用の場合の基準額は、客席数の増も考慮しつつ現行水準と同程度 とすることを基準とする。
第3ホール	・ 客席数900席の劇場としての利用を基本としつつも、スタンディング利用により最大1,800人程度の収容人数も可能とすること等を踏まえ、 第2ホールと同等の客席数単価、チケット料金倍率 を基本とする。

- ・ 類似施設との比較や各ホールの考え方に基づき、必要に応じて**各ホールごとに異なるチケット料金倍率の設定等も検討**する。

【類似施設の定義】

○以下3要件を全て満たす施設（18施設該当）

- ・ **1990年以降開館の政令市に所在する**
- ・ **客席数1000席以上を有する**
- ・ **多目的ホールを持つ公立劇場（注）である**

注：プロセニウム形式で、「クラシック、オペラ・バレエ、演劇・ミュージカル」のいずれかに対応可能と登録されたものを指す。

3 貸館事業

(4) 利用料金の入場料区分の想定について

- 現市民会館を含め、ほとんどの施設では、利用者の設定する入場料に応じた施設の利用料金が定められています。
- 入場料の最大基準額については、新たな料金区分を設定することを想定します。

○現市民会館の利用料金区分の設定について

- ・現市民会館では、利用者が設定する入場料（チケット料金）に応じて利用料金が定められており、以下の通りとなっている。

	客席数\料金区分	1,000円以下	3,000円以下	3,000円超
大ホール	2,296席	345,000	448,500	586,500
	(チケット料金倍率)	1.0	1.3	1.7
中ホール	1,149席	204,000	265,200	346,800
	(チケット料金倍率)	1.0	1.3	1.7

○利用料金の料金区分の基準となる入場料（チケット料金）の最大基準額の分布

入場料基準額（最大）	2,000円以下	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円以上
施設数(全18件)	4件	4件	1件	7件	2件
割合	22.2%	22.2%	5.6%	38.9%	11.2%

現市民会館

- ・比較対象施設では、5,000円以上を最大基準額としている施設が半数を占めており、最も多い最大基準額の設定は5,000円となっている。
 - ・現市民会館の入場料別の利用実績件数も、有料催事で最も利用件数の多いのは入場料5,001円以上～10,000円以下の区分である。
- ⇒ 新たな劇場では、現状の1,000円、3,000円に加え、5,000円を新たに利用料金区分の基準に加えることを基本とする。

3 貸館事業

(4) 入場料別利用料金の類似施設との比較について (1/4)

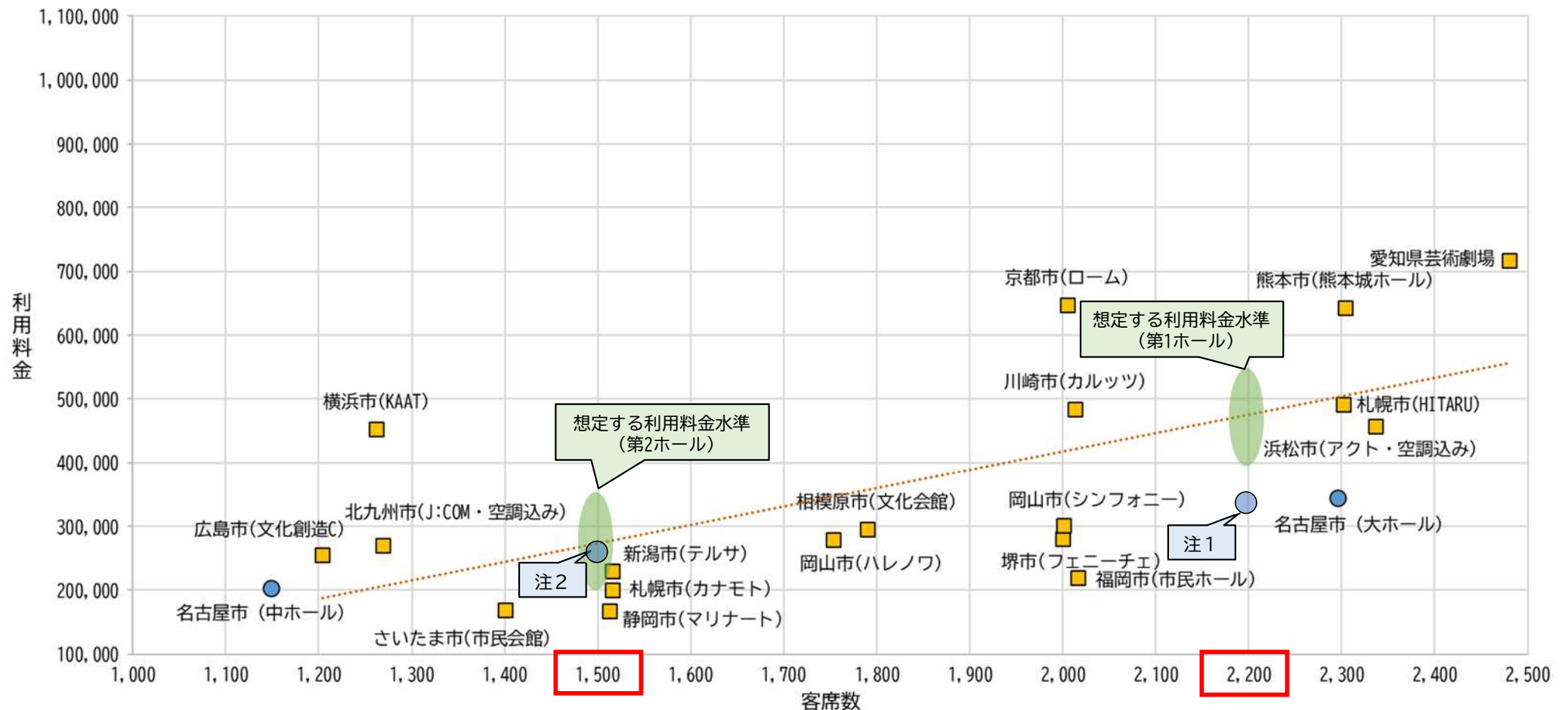
- (参考) ①入場料(チケット料金)1,000円以下(基準料金)の場合の利用料金比較。

..... : 類似施設の利用料金分布の近似直線

注1 : 現市民会館大ホールと同じ客席単価で、席数を2200席とした場合の利用料金

注2 : 現市民会館中ホールと同じ客席単価で、席数を1500席とした場合の利用料金

①チケット料金1000円以下の場合の利用料金比較(基準料金)



3 貸館事業

(4) 入場料別利用料金の類似施設との比較について (2/4)

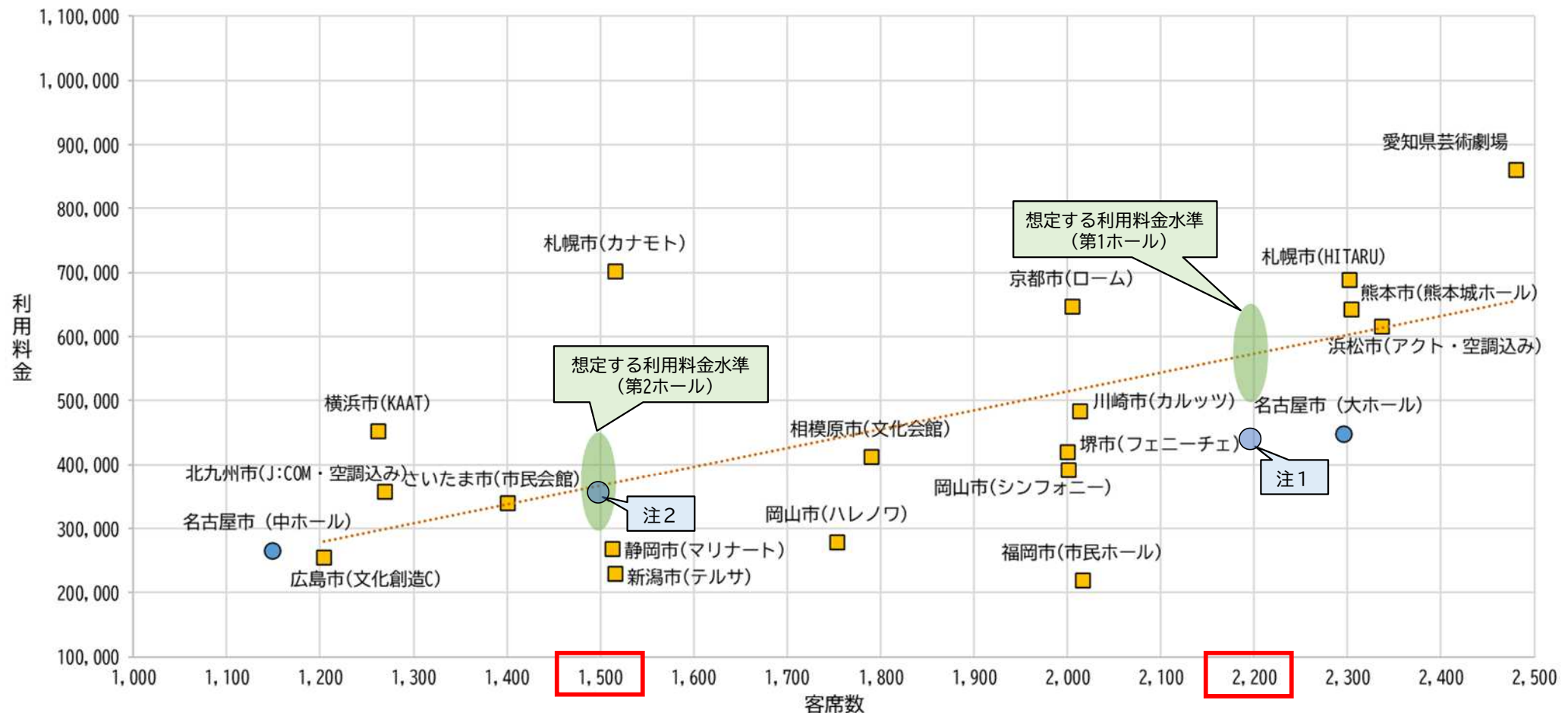
- (参考) ②入場料 (チケット料金) 3,000円以下 (基準料金) の場合の利用料金比較。

..... : 類似施設の利用料金分布の近似直線

注1 : 現市民会館大ホールと同じ客席単価で、席数を2200席とした場合の利用料金

注2 : 現市民会館中ホールと同じ客席単価で、席数を1500席とした場合の利用料金

②チケット料金3000円以下の場合の利用料金比較



3 貸館事業

(4) 入場料別利用料金の類似施設との比較について (3/4)

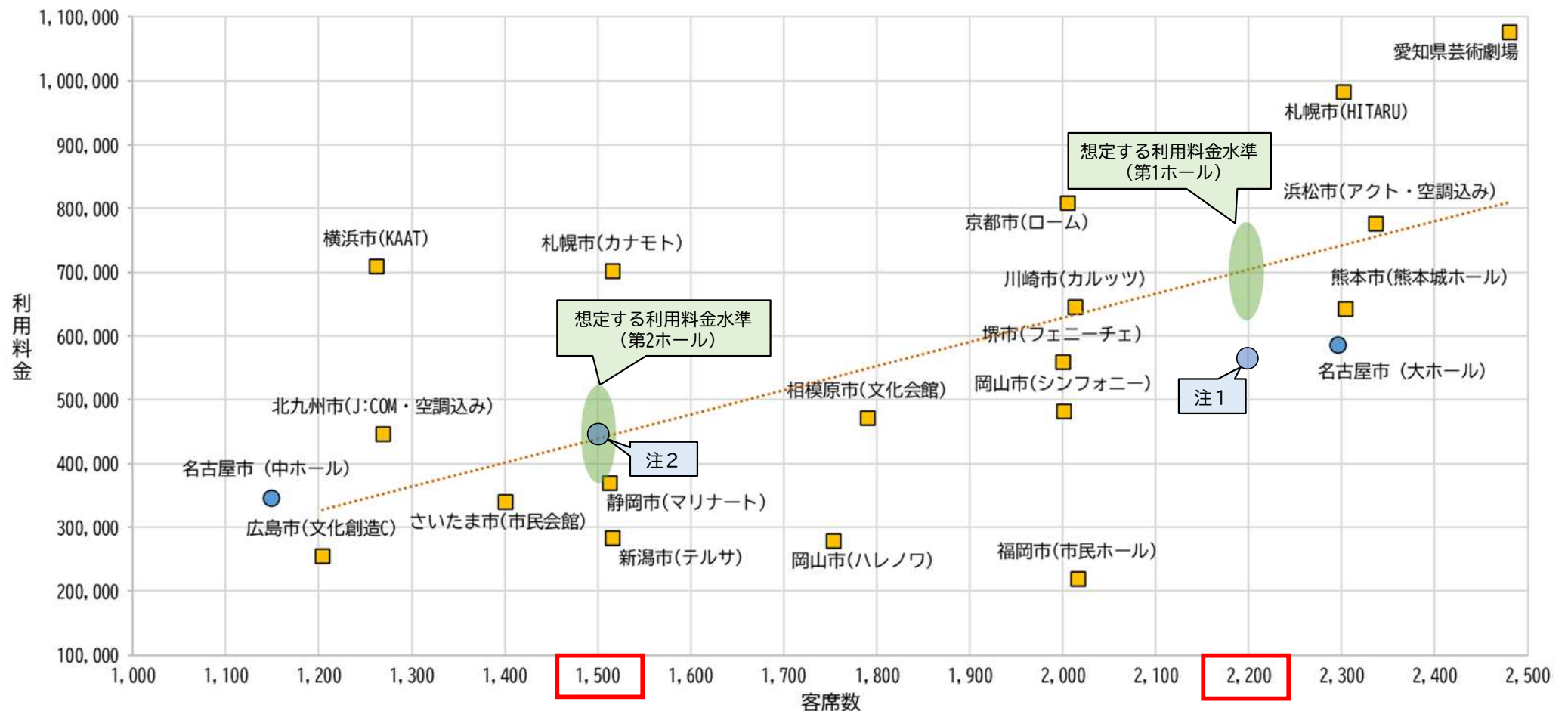
- (参考) ③入場料 (チケット料金) 5,000円以下 (基準料金) の場合の利用料金比較。

..... : 類似施設の利用料金分布の近似直線

注1 : 現市民会館大ホールと同じ客席単価で、席数を2200席とした場合の利用料金

注2 : 現市民会館中ホールと同じ客席単価で、席数を1500席とした場合の利用料金

③チケット料金5000円以下の場合の利用料金比較



3 貸館事業

(4) 入場料別利用料金の類似施設との比較について (3/4)

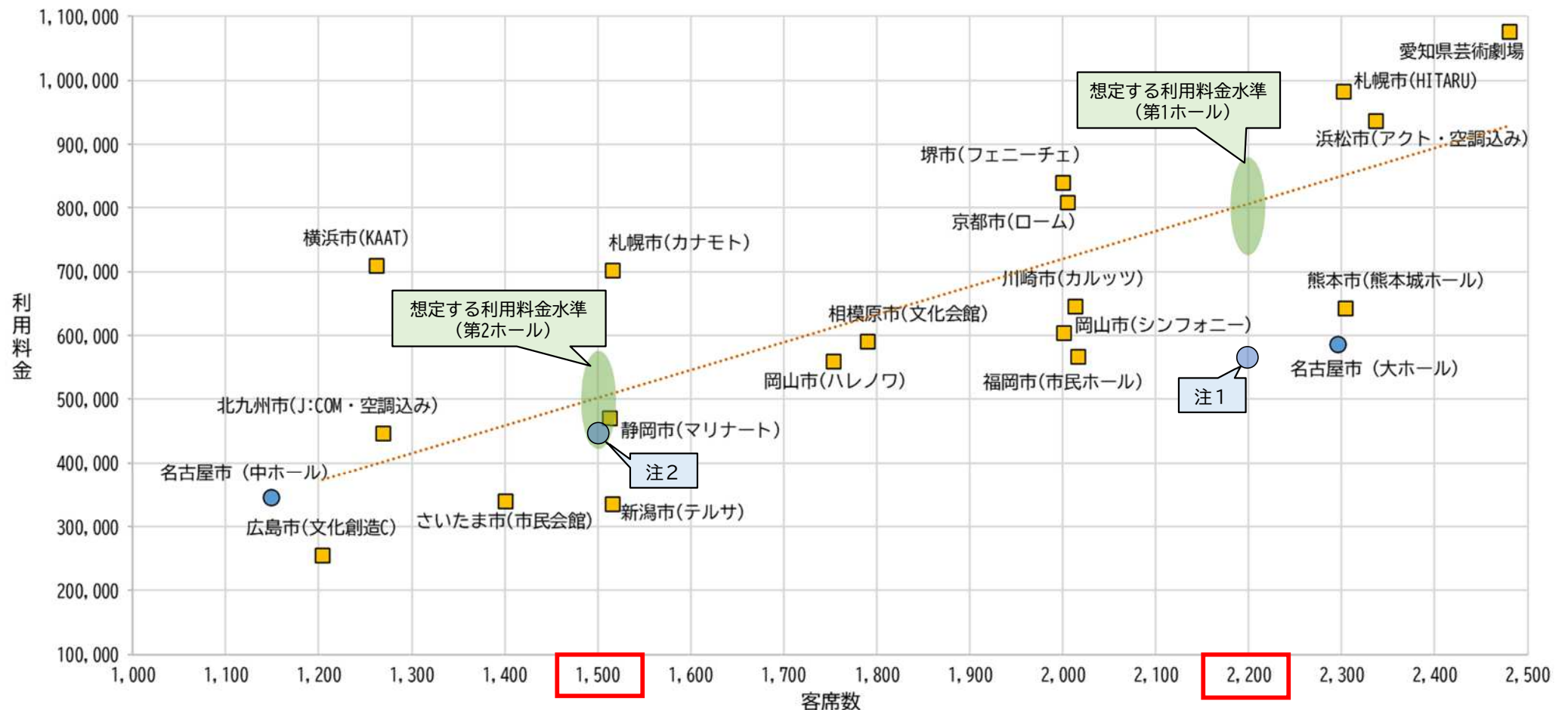
- (参考) ④入場料 (チケット料金) 5,000円超 (基準料金) の場合の利用料金比較。

..... : 類似施設の利用料金分布の近似直線

注1 : 現市民会館大ホールと同じ客席単価で、席数を2200席とした場合の利用料金

注2 : 現市民会館中ホールと同じ客席単価で、席数を1500席とした場合の利用料金

④チケット料金5000円超の場合の利用料金比較



3 貸館事業

(4) 利用料金 -ホール別利用料金-

- 類似施設と比較した、想定する新たな劇場の利用料金水準の倍率に基づき、チケット料金倍率を以下で想定します。

○新たな劇場(ホール別)のチケット料金倍率(想定)

- ・類似施設のチケット料金ごとの利用料金分布から想定するチケット料金倍率は以下の通りです。

	1,000円以下	3,000円以下	5,000円以下	5,000円超
第1ホール	1.0倍(基準額)	約1.2倍	約1.5倍	約1.7倍
第2ホール (第3ホール)	1.0倍(基準額)	約1.3倍	約1.6倍	約1.8倍

(参考) 現市民会館のチケット料金倍率(再掲)

	1,000円以下	3,000円以下	3,000円超
大ホール	1.0倍(基準額)	1.3倍	約1.7倍
中ホール	1.0倍(基準額)	1.3倍	約1.7倍

○(再掲) 新たな劇場(ホール別)の利用料金の考え方

施設区分	利用料金の考え方
第1ホール	・類似施設と比較しても低い水準にあることから、 適正な利用料金水準とする ため、類似施設での料金設定を参考に、 他都市と遜色ない水準 でのチケット料金の設定を基本とする。
第2ホール	・一定規模の類似施設での料金設定を参考にしつつ、 現市民会館の中ホールが持つ市民のハレの場としての役割 を一定継承するため、 チケット料金の低額な利用 の場合の基準額は、 客席数の増も考慮しつつ現行水準と同程度 とすることを基準とする。
第3ホール	・客席数900席の劇場としての利用を基本としつつも、スタンディング利用により最大1,800人程度の収容人数も可能とすること等を踏まえ、 第2ホールと同等の客席数単価、チケット料金倍率 を基本とする。